

**令和6年度 都市計画道路白石沖西堀線詳細測量設計業務**  
**[総合評価型一般競争] 入札説明書**

本書は、令和6年度 都市計画道路白石沖西堀線詳細測量設計業務（以下「本業務」という。）を委託するにあたり、総合評価型一般競争入札により、優れた提案及び能力を有し最も適格と判断される業務委託候補者を選定するために必要な事項を定めるものである。

## 第1 募集事項

### 1 業務の名称

令和6年度 都市計画道路白石沖西堀線詳細測量設計業務

### 2 事業の目的・概要

#### (1) 業務の目的

本業務は、白石市が実施する都市計画事業を円滑に推進する上で必要となる、都市計画道路白石沖西堀線整備における道路拡幅に必要な設計等を行うものである。「令和5年度都市計画道路白石沖西堀線予備設計業務」の結果を踏まえ、経済性及び、施工性、共用性、景観、環境等について総合的な調査及び検討を行い、工事に必要な詳細構造を設計し、工事に必要な図面、報告書等の作成することを目的とする。

#### (2) 業務概要

・測量業務	基準点測量	3級基準点測量	2点
		4級基準点測量	1点
	路線測量	現地踏査/中心線測量/仮BM設置測量/縦断測量/横断測量	0.09km
	用地測量	復元測量	3800㎡
・土木設計業務		道路詳細設計(B)0.09km	1式
		平面交差点詳細設計(予備設計あり)	1式
・地質調査業務		現場 CBR 試験	3箇所

### 3 契約期間

契約締結の日から令和7年2月28日まで

## 第2 委託件数

委託件数 1件

## 第3 入札参加資格要件

次の全ての条件を満たす企業のみ応募することができる。

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当する者でないこと。
- 2 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- 3 この事業の技術提案書提出期限の日から開札の時までの期間に、白石市建設工事等入札参加業者指名停止要領（昭和61年白石市告示32号）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- 4 白石市暴力団排除条例（平成24年条例第26号）の別表各号に規定する措置要件に該当しないこと。
- 5 入札に参加することができる者に必要な資格に関する事項
  - (1) 白石市競争入札参加資格（建設コンサルタント登録）を有する者であり、宮城県内に本社（店）、支社（店）又は営業所を有していること。
  - (2) 公示日を基準として、過去10年間に於いて、国または地方公共団体等が発注した同種または類似業務の（完成）実績を有すること。  
【同種業務】：道路詳細設計業務  
【類似業務】：道路詳細設計以外の土木設計業務
- 6 管理技術者、照査技術者の要件  
次の要件をすべて満たす者を配置すること。
  - (1) 技術士（建設部門-道路）の資格を有するもの。または、RCCM（専門技術部門-道路）の資格を有するもの。
  - (2) 公示日を基準として、過去10年間に於いて、国または地方公共団体等が発注した同種または類似業務の（完成）実績を有すること。  
【同種業務】：道路詳細設計業務  
【類似業務】：道路詳細設計以外の土木設計業務

#### 第4 技術提案のテーマ

##### 1 基本事項

白石市が実施する都市計画事業を円滑に推進する上で必要となる、都市計画道路白石沖西堀線整備における道路拡幅に必要な設計、及び地質調査を行うものである。「令和5年度都市計画道路白石沖西堀線予備設計業務」の結果を踏まえ、経済性及び、施工性、共用性、景観、環境等について総合的な調査及び検討を行い、工事に必要な詳細構造を設計し、工事に必要な図面、報告書等の作成することを目的とする。

## 2 提案テーマ

- ・実施体制の妥当性、業務スケジュールについて
- ・都市計画道路白石沖西堀線詳細測量設計業務に関する方針や判断基準
- ・その他業務遂行上の課題とその解決方法

## 第5 スケジュール

技術提案募集開始	令和6年 8月 9日
技術提案書作成等に関する質問受付期限	令和6年 8月 23日
技術提案書作成等に関する質問への回答期限	令和6年 8月 29日
技術提案書の提出期限	令和6年 9月 6日
※必要に応じ技術提案書のヒアリング審査を実施する	令和6年 9月 中旬予定
入札及び選考結果の通知	令和6年 9月 中旬予定
契約締結	令和6年 9月 下旬予定

※ スケジュールは、発注者の都合により変更される場合がある。

## 第6 応募手続

### 1 技術提案書作成等に関する質問の受付及び回答

(1) 受付期限 令和6年8月23日(金)午後5時まで(必着)

(2) 提出方法

- ① 任意様式を用いて、電子メールにてワードファイルで提出すること。
- ② 白石市 建設部 都市創造課  
e-mail : toshi@city.shiroishi.miyagi.jp
- ③ 電話や口頭、受付期間以外の質問は一切受け付けない。

(3) 回答方法

令和6年8月29日までに白石市公式ホームページへ掲載し、公表する。

ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。また、質問の内容によっては回答しないこともある。

### 2 技術提案書等の提出

(1) 提出書類

- ① 総合評価方式一般競争入札参加申込書(様式第1号)
- ② 企業の同種業務実績(様式第2号)
- ③ 予定管理技術者の資格、同種又は類似業務等実績(様式第3号)
- ④ 予定照査技術者の資格、同種又は類似業務等実績(様式第4号)
- ⑤ 技術提案書(任意様式)

図・表を除きフォントは11ポイント以上、横40文字、縦40行程度とする。

A4版片面印刷(カラー印刷可)とし、3ページ以内に提案内容を分かりやすくまとめ、ページ番号を付けること。

作成に当たっては企業名、企業名が連想される語句を使用しないこと。

(2) 提出方法

- ① 提出期限 令和6年9月6日（金）必着
- ② 提出方法 郵送（書留）または、持参とする。持参の場合は平日（祝日除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。
- ③ 提出先 〒989-0292 宮城県白石市大手町1-1  
白石市 建設部 都市創造課
- ④ 提出部数は以下の通り。a 総合評価方式一般競争入札参加資格確認申請書様式（1～4）は1部、b 技術提案書5部、c 電子媒体（a bをPDFで保存したもの）1部

## 第7 業務委託者の決定

当該入札は、期間入札として執行する。

### 1 入札書の提出方法

- (1) 一般書留又は簡易書留による郵送もしくは持参により、以下の提出期限までに以下の提出先へ提出すること。持参の場合は平日（祝日除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。
- (2) 定められた方法以外での提出は無効となるので特に留意すること。

### 2 入札書の提出期限

令和6年9月13日（金）必着

### 3 入札書の提出先

〒989-0292 宮城県白石市大手町1-1 白石市 総務部 財政課

### 4 開札の場所及び日時

- (1) 場 所 白石市役所 3階 第3会議室
- (2) 日 時 令和6年9月18日（水）午後1時30分

### 5 白石市財務規則（昭和59年8月29日規則第11号）に基づく検査を行う。

### 6 契約金額の支払方法は、全額完了払いとする。

### 7 保証関係

- (1) 入札保証金は、免除する。
- (2) 契約保証金 次に指示する事項のいずれかとする。
  - ① 契約保証金（契約金額の10%以上・1円未満切り捨て）の納付
  - ② 以下に掲げる担保（契約保証金相当額とする）の提供

- イ) 金融機関等の保証
  - ロ) 保証事業会社の保証
- (3) 以下に掲げる免除要件の成立（保証金額は、契約保証金相当額とする）
- イ) 市を被保険者とする履行保険契約に係る保険証券の提出
  - ロ) 公共工事履行保証証券の提出

## 8 公正入札違約金

契約締結後において談合等の事実が明らかとなった場合は、受注者から契約金額の100分の20に相当する額を公正入札違約金として徴収するものとする。

## 9 期間入札に関するその他の事項は、別紙のとおりとする。

10 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に該当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額とするので、入札者は消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

11 落札決定した事業者は、消費税法に規定する課税業者であるか、免税業者であるかを契約書作成前に届け出ること。

## 12 入札の無効

入札に参加する資格のない者及び虚偽の申込みを行った者のした入札は無効とする。なお、白石市により入札参加資格のある旨確認された者であっても、当該確認の後、入札時点において「第3-5. 入札に参加することができる者に必要な資格に関する事項」に掲げる資格のない者のした入札及び落札者の決定時まで「第3-5. 入札に参加することができる者に必要な資格に関する事項」に掲げる資格を失った者のした入札は無効とする。

## 13 落札者の決定方法

落札者の決定にあたっては、本件業務にとって最適な者を選定するため、次の落札者決定基準による総合評価方式を採用する。

### (1) 落札者決定基準

- ① 評価にあたっては、100点の範囲内で配点を行い、入札価格が予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじ引きを行って落札者を決定する。くじの日時及び場所については、発注者から電話等により指示する。
- ② 評価を技術評価及び価格評価に区分し、その配点をそれぞれ50点と50点とする。
- ③ 次の表に示す配点及び④の算出式から技術評価点を付与する。

評価項目	評価事項	配点
イ 実施体制	・ 予定管理技術者の資格要件及び同種・類似業務の履行実績。 ・ 業務理解度、企業内部や外部の支援体制、品質確保体制を評価	30
ロ 実施方針	・ 業務の進め方、業務実施スケジュールは、業務にあたり実施可能な内容となっているかを評価。	20
ハ 提案内容	・ テーマの提案内容が本業務を実施するうえで本市にとって有効かつ具体的で実現性が高い内容であるかを評価。	50

④ 技術評価点は、以下の計算方法に従い技術評価項目得点の合計に応じて算出する。

$$\text{技術評価点} = 50 \text{ 点} \times \frac{\text{技術評価項目得点の合計}}{100 \text{ 点}}$$

⑤ 価格評価点は、入札価格に応じて以下の方法により算出する。

技術評価項目得点及び技術評価点の算出に際して小数点以下の数字が生じた場合の端数処理は、小数点第三位以下を切り捨てとする。

$$\text{価格評価点} = 50 \text{ 点} \times \frac{\text{最低制限価格}}{\text{入札価格}}$$

#### 1.4 ヒアリング審査の実施

市において、第7の13の③評価項目及び配点に基づき、提出書類の総合評価により審査し、選定委員ごとに各提案者の評価点を計算の上、全選定委員の平均点を技術評価点とする。

なお、必要に応じヒアリング調査を行うものとし、ヒアリング審査を実施する場合には、実施日時、実施方法等を別途連絡する。

#### 1.5 選定結果の通知

選考結果については、後日提案者全てに文書で通知する。

#### 1.6 選定結果の公表

全ての提案者の名称及び評価点等を公表する。ただし、各評価者の役職、氏名、評価点は公表しない。

### 第8 失格事由等

#### 1 失格事由

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出された技術提案書等に記載されている文字の判読が困難である場合又は文意が不明である場合
- (2) 本入札説明書等に従っていない場合

- (3) 同一の応募者が二つ以上の技術提案書を提出した場合
- (4) 技術提案方式による公正な技術提案の執行を妨げた場合

- (5) 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案を行った場合

## 2 その他

- (1) 技術提案書等の提出を取り下げる場合は、速やかに「取下げ願い」（任意様式）を提出すること。
- (2) 取下げ願いの提出があった場合も、既に提出された技術提案書等は返却しない。
- (3) 技術提案書等の再提出は認めない。
- (4) 審査は提出された技術提案書等により行うが、提案受付後、提案内容について説明を求めることがある。

## 第9 その他必要な事項

### 1 契約に関する条件等

#### (1) 成果物の利用

本業務による成果品の著作権は市に帰属するものとし、市は、本業務の成果品を、自ら使用するために必要な範囲において、随時利用できるものとする。また、受注者は、必要に応じて二次的な利用も可能なように対応すること。

なお、やむを得ず第三者に著作権が帰属する場合は、本業務における利用に関し、市が無償かつ無制限に利用できるよう、当該第三者から利用許諾を得ること。

#### (2) 成果物の権利等

- ① 成果物は、他者の所有権や著作権を侵すものでないこと。
- ② 成果物について、市に対し受注者は著作人格権の行使を行わないものとする。

#### (3) 機密の保持

受注者（再委託をした場合の事業者を含む。）は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

#### (4) 個人情報の保護

受注者（再委託をした場合の事業者を含む。）は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護条例（平成15年白石市条例第15号）を遵守しなければならない。

## 2 その他

### (1) 技術提案書の取り扱い

提出された提案書は、原則として返却しない。

ただし、提出された提案書等は技術評価の特定以外に提出者に無断で使用しない。また、情報公開の対象としない。

(2) 提出後の変更

提出された書類は、提出後の差し替え、変更及び取り消しは認めない。

(3) 技術提案に要する費用は、全て提案者の負担とする。

(4) 本業務により得られた成果は、全て市に帰属するものとする。

(5) 提案者が技術提案を公正に執行することが困難であると認めるときは、本総合評価型一般競争入札を延期または取り止めることがある。

(6) 本業務の実施に関して、業務委託候補者の技術提案の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、市と業務委託候補者で協議の上、決定する。また、業務委託の後、具体的な業務内容や進め方等については、逐次市と協議することとする。

## 第10 問い合わせ先

建設部 都市創造課

住所 〒989-0292 宮城県白石市大手町1番1号

電話 0224-22-1325 FAX 0224-22-1329

電子メール toshi@city.shiroishi.miyagi.jp

(別紙)

#### 期間入札に関するその他の事項

1. 入札書の提出方法の詳細は、次のとおりとする。
  - (1) 入札案件ごとに内封筒、外封筒の二重封筒とする。
  - (2) 内封筒の規格は長形3号を標準とし、入札書（工事請負の場合は、工事費内訳書を含む。）を入れ、入札書が在中である旨を記載して封かんし、入札者の商号又は名称及び入札件名を記載するとともに、封筒の貼り付け部分を入札者の使用印（競争入札参加資格審査申請においてあらかじめ使用印として届出がなされた印をいう。）で割印をする。
  - (3) 外封筒の規格は角形2号を標準とし、内封筒及び当該入札における担当者の連絡先を確認できる書類又は名刺等を封入し、表側に入札書の提出先（入札執行所属名を含む。）、入札件名及び提出期限並びに入札書が在中である旨を記載するとともに、表側又は裏側のいずれかに入札者の住所及び商号又は名称を記載し提出するものとする。
  - (4) 入札保証金を必要とするときは、入札保証金を納付したことを確認できる書類を外封筒に同封しなければならない。
2. 次のいずれかの該当する期間入札は、無効とする。
  - (1) 入札に参加する資格のない者がした期間入札
  - (2) 入札保証金を必要とする場合、入札保証金を納付したことを確認できる書類の同封がされていない期間入札
  - (3) 一の期間入札について同一の入札者が2通以上の入札書を提出した期間入札
  - (4) 入札者の記名押印がない期間入札
  - (5) 入札金額を訂正している期間入札
  - (6) 入札金額その他重要事項の記載が不明確な期間入札
  - (7) 指定する書類の未同封等による期間入札
  - (8) 入札書の提出期限を過ぎて到達した期間入札
  - (9) 明らかに不正によると認められる期間入札
  - (10) その他入札に関する条件に違反してなされた期間入札
3. 期間入札における辞退は、次のとおりとする。
  - (1) 期間入札を辞退するときは、入札を辞退することを記載した書類（以下「辞退届」という。）を、開札の日時の前までに、期間入札を執行する所属に直接持参若しくは一般書留又は簡易書留により提出するものとする。
  - (2) 入札書を提出した者であっても、辞退届は提出できるものとする。
  - (3) 辞退届は、撤回することができない。
4. 開札の傍聴については、次のとおりとする。
  - (1) 入札者又はその代理人は、開札を傍聴することができる。
  - (2) 開札の傍聴を希望する入札者又はその代理人は、開札の時刻の10分前までに開札の場所へ参集しなければならない。
  - (3) 開札を傍聴するときは、入札者については本人であることを確認できるもの（名刺等）を提示又は提出し、代理人については傍聴委任状を提出しなければならない。
5. 開札立会人については、次のとおりとする。
  - (1) 開札の前に、開札を傍聴する者の中から、2人の開札立会人を選任する。
  - (2) 開札立会人が2人に達しないときは、当該入札事務に関係のない職員1人を開札立会人とする。
  - (3) 開札立会人は、開札の終了後、立会人署名書に署名するものとする。
6. 市では、入札書等の提出状況等の問い合わせについては、応じないものとする。なお、一般書留又は簡易書留の到達状況については、差出人において、引受番号（受領証に「お問い合わせ番号」として表記されているもの）により日本郵便ホームページ内「郵便追跡サービス」等で確認できる。